⑷	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
⑸	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	（注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑹	（注１）（注２） （注10）	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑺	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
⑻	（注１）（注６） （注７）（注10） （注12）	（注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
⑼	（注１）（注10） （注12）	（注６）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑽	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
⑾	（注１）（注４） （注10）（注12）	（注８）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
⑿	（注１）（注３） （注10）（注12）	（注９）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
⒀	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	（注10）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒁	（注１）（注８）	（注11）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒂	（注１）（注９）	（注12）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
⒃	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	
⒄	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	
⒅	（注１）（注２） （注３）	
⒇	（注１）	

［⑴～⒀　略］

⒁　別紙⒀は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組、当該取組の状況に関する自己評価及び当該評価結果の公表の実施状況を記載すること。

⒂　別紙⒃は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　略］

⒃　別紙⒅は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　略］

⑷	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
⑸	（注１）（注２） （注３）（注10） （注12）	（注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑹	（注１）（注２） （注10）	（注３）　学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑺	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注４）　学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。
⑻	（注１）（注６） （注７）（注10） （注12）	（注５）　学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
⑼	（注１）（注10） （注12）	（注６）　専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⑽	（注１）（注３） （注６）（注７） （注10）（注12）	（注７）　放送法施行令第８条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
⑾	（注１）（注４） （注10）（注12）	（注８）　地上基幹放送試験局の場合に限る。
⑿	（注１）（注３） （注10）（注12）	（注９）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
⒀	（注１）（注８）	（注10）　受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒁	（注１）（注９）	（注11）　コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
⒂	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	（注12）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。
⒃	（注１）（注２） （注３）（注10） （注11）	
⒄	（注１）（注２） （注３）	
⒆	（注１）	

［⑴～⒀　略］

［新設］

⒁　別紙⒂は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　同左］

⒂　別紙⒄は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

［ア・イ　同左］